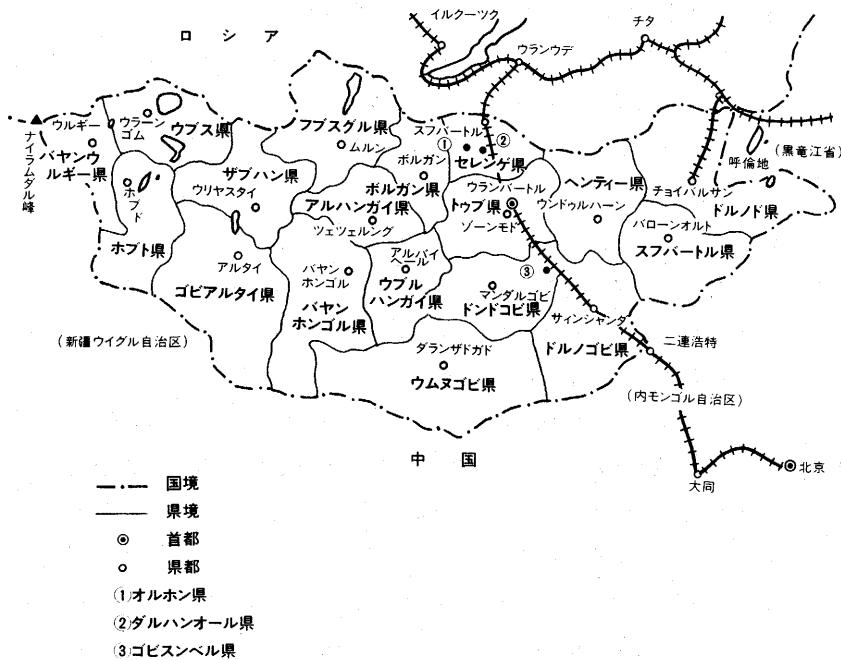


第3章 モンゴルの憲法制度

モンゴル国

面 積 156万5000km ²	政 体 共和制
人 口 238万7100人（1998年1月1日）	元 首 ナツアグイン・バガバンディ大統領
首 都 ウランバートル	通 貨 トグリグ（1米ドル=813.16トグリ グ、1997年12月末）
言 語 モンゴル語	会計年度 历年に同じ
宗 教 主にチベット仏教	



はじめに

モンゴルについて論ずるとき、その地理的関係から、その対象が何であるかにかかわらず、中国・ロシアおよびその地域との関係を考えざるをえない。振り返れば、13～14世紀には世界史上最大級のモンゴル帝国が中ロ地域を支配したが、その後のモンゴルは中国の支配下に置かれ、19世紀末以降は中ロの権力争いの狭間でソ連の衛星国としての道を選択する結果となった。ソ連崩壊以後も、市場経済移行の道を進み、中ロとの政治的関係はようやく対等になったが、人的交流や物的交易をみると東西を囲む中ロは内陸国モンゴルにとって不可欠の要素とならざるをえないのである。

1920年代に遡る近代国家成立以後の憲法制度を中心とする法制度をみれば、ソ連の絶対的影響下にあったといえるが、80年代半ば以降のソ連崩壊前後に始まる民主化・市場経済化の導入・移行期以降は、日本を含む西側諸国の法制度の導入をはかっており⁽¹⁾、その傾向は現在まで変わらない。しかし、96年の国家大議選では、急進的改革を訴えた野党が予想外にも大勝して政権交代が実現したし、翌年の大統領選挙では逆に緩やかな改革を支持する人民革命党が勝利するなど揺れ動きがみられる。民主化と市場経済化という基本的方向性に違いはみられないものの、緩やかな改革か、急激な改革かによって、具体的な制度や施策はやや流動的である。

本章では、このような状況を前提としつつ、モンゴルの憲法制度（統治制度を中心とする）を概観する。そのため、その内容は基本的かつ概略的なものとならざるをえない。しかし、これまでほとんど紹介されてこなかったこの分野について論述するということに意義はあろうし、なによりも、今後のモンゴルの法状況を考えていくための一つの礎石として意味があるものと考える。また、この対象は市場経済の導入における法整備という視点からも重要な材料となるが、これは今回の検討対象ではないので別稿に委ねたい⁽²⁾。

I モンゴル法制の概観

ここではまず、憲法制度を紹介する前提として、モンゴルの歴史を概観しながら、現行法制度形成にいたる経過を紹介し、現行法の体系をみていくことにしよう。

1. モンゴル略史

(1) モンゴル帝国からモンゴル人民共和国へ

モンゴル民族は古くからアジア大陸を遊牧し、各地域の歴史に足跡を残しているが、世界史に確たる名を刻み込んだのは、チンギス・ハンのモンゴル帝国であろう。これは日本史にも元寇の名を刻んだフビライの元朝（1271年に大元と称した）へと発展し、遊牧文化と東西文化の融合を中心とした独特的政治・社会・経済制度を形成した⁽³⁾が、1368年に朱元璋（洪武帝）によって建国された明朝から北に追われた末、内部分裂等もあって消滅した。その後、モンゴルは17世紀になって、明朝にとって代わった清朝の支配下に置かれ、封建制へ移行し、中央集権的領有体制に組み入れられることになった⁽⁴⁾。この間に、経済的には封建制を前提とした「封建経済」が発達したといわれ⁽⁵⁾、法制度については、島田正郎博士の手によるチンギス・ハン期から清の時代におけるモンゴル法の研究があり、多くの論稿が残されている⁽⁶⁾。

清代におけるモンゴルでは、封建制的土地区画所有制と商品・貨幣経済によって、遊牧産業が崩壊する結果となったが、19世紀になると、遊牧民の不満がつのり、小規模ながら、地方色の濃い牧民運動が行われるようになり、徐々にその規模を大きくしていった⁽⁷⁾。このような動きは、清による中央集権的支配の力が小さくなるにつれて、反清意識を高揚させ、モンゴル全体を統一化する封建領主制へと発展していった⁽⁸⁾。

そしてついに、清の内部崩壊と西欧の侵略により脆弱化した清が1911年の

辛亥革命で滅びたのを契機に、モンゴル自治政府が樹立された⁽⁹⁾。これは、いわば清の自滅に乘じた、武力なき封建領主連合の結束という色彩が強かつたため、自治政府は、19年、帝政ロシアの崩壊に乘じた中華民国による武力を背景とした自治撤廃要求を飲まざるを得なかった。しかし、スフバートル、チョイバルサンらは反中国と民族開放を目標に、水面下で活動を続け、20年にはソビエトの力を借りつつ人民革命党を結成する。さらに、ソビエトから軍隊や武器の援助を取りつけつつ人民義勇軍を組織して、中華民国軍と戦闘を開始し、21年7月にはついに首都を占領して、人民共和国の設立を宣言するにいたったのであった⁽¹⁰⁾。これは、アジア初、世界でも2番目の社会主义国家の誕生であった。

(2) モンゴル人民共和国略史

モンゴル人民共和国が活仏ボグドを元首としたことは、必然的に、これまでの体制を維持しようとする封建領主階級、宗教階級とモンゴル人民の開放を企図した人民革命党勢力との間に不和をもたらした。両者の間で凄絶な権力争いがあったともいわれるが、1924年5月のボグドの死を契機に、人民革命党勢力が主導権を握り、同年6月、党中央委員会は本格的な人民共和国の成立を決議し、同8月の人民革命党大会でレーニンの資本主義飛び越え論による非資本主義路線の採用を決定した。これをふまえて、同11月8日に、第1回国家大會議が召集され、同月26日にモンゴル人民共和国憲法が採択されたのである。

人民革命党は政治権力闘争に勝利したものの、経済的には封建領主および宗教階級が支配していた。そのため、当初は端左政策を行おうとした政府も、右派の台頭もあって緩やかな改革路線に変更せざるを得なかった。しかしそれは、1926年頃から、強力な経済援助を背景に政治的影響力を増し、右派の追放と肅清を指示するようになった。その意向にそくべく、多くの幹部をソ連へ強制連行させ、政権の中核を占めるようになったのが、モンゴルのスターリンと称されたチョイバルサンであった。39年には首相兼外相となり、ノ

モンハン事件の勝利という外因等も手伝って、彼は翌年6月30日には新憲法を公布し、社会主義路線による権力基盤を固めていった。

第二次大戦後、社会主義路線に向けた統制経済政策が本格化し、工業化と集団農場化が進められ、1952年のチョイバルサンの死後はその路線が後継者ツェデンバルに承継された。モンゴルは遊牧業を基幹としているが、59年には、個人農牧業者の協同組合加入が完了した。これにより、農場の集団経営形式は確立したといえるが、家畜の所有がいまだ個人に帰属していたこと、工業化が不十分であったことなどが課題となっていた。

そこでツェデンバルは、これまでの成果をふまえ、かつ課題を克服する目的で、1960年7月6日、新憲法を採択して、社会主義的生産関係が勝利したこと、今後は社会主義建設の完成と将来の共産主義社会建設を目標とするこれを宣言した。これにより、工業化の推進、農牧業集団を自己完結可能な都市とする新たな集団化が進められるようになった。60年代を通じて、あらゆる産業で成長がみられたものの、70年代以降になってからは、落ち込みがみられるようになった。遊牧業を基幹産業とするモンゴルにとって、集団農場化は効率的とはいえないかったのである。

(3) モンゴル国の誕生

1980年代に入ってからも、経済の悪化、特に家畜の数の伸び悩みは改善されなかった。ツェデンバルの独裁体制にも、内部からの批判がつのり、プレジネフ後継問題で揺れるソ連からの影響が薄まりつつあった84年には、ツェデンバルが人民革命党書記長の座を降り、翌年のソ連ゴルバチョフ書記長の誕生に始まるペレストロイカ、グラスノスチ政策の影響もあって、大規模な民主化運動が発生し、ついには人民共和国は幕を閉じるにいたる。

1988年、人民革命党政府は新書記長バトムンフの下で、モンゴル版ペレストロイカといわれたシネチレル政策を打ち出し、社会主義を前提に市場経済を一部導入する経済改革を推進した。しかし、個人営業活動法や、独立採算制の導入を企図した国営企業法を制定したこの政策は、いわばソ連改革の後

追いであり、実行性は期待できなかった。また、長期にわたる経済不振は政治体制に対する不信につながり、経済問題は政治問題と一体であるとの意識が徐々に強くなり、社会主義一党独裁体制こそが問題の中核であるとする民主勢力が現われるようになった。89年初めには地下組織による党・政府批判が行われると、同年6月には学生による民主化要求が行われ、12月には本格的な民主化デモに発展した。これに対し、人民革命党はその要求を受け入れる形で、一党独裁の放棄を前提に、社会主義の放棄と市場経済化への道を選択したのであった。

1990年2月に初の野党组织が結成され、民主化、市場経済化が要求されると、同年3月には、人民革命党が幹部の総入れ替えを行い、新指導部が複数政党制の導入を決定した。5月には憲法を改正して、人民革命党の指導性規定を削除するとともに、大統領制と国家小会議を設置し、7月には人民大会議と国家小会議の選挙が行われ、新政府が組織されることになった。大統領には、オチルバト氏が選出され、人民大会議では新憲法の策定作業が、国家小会議では市場経済体制の構築に向けた立法作業が進められることになったのである。12月には、新政府が私有化による市場経済体制への移行を前提とした政府活動基本方針を宣言され、新たな法制度整備が進められることになったのである。

2. 現行法の体系と特色

(1) 政府活動基本方針と法の整備

現在のモンゴル国は、1992年1月13日の憲法制定により認められたものであることから、現行法はそれ以降に制定されたものということになる。しかし、現実には、90年の政府活動基本方針の宣言以後、憲法策定作業と平行して市場経済移行に向けた法制度整備が進められていた。また憲法制定以後も、この基本方針を実現するための法整備が継続されていたことから、基本方針や基本方針後憲法制定までの間の法律をみておくことは、モンゴルの法体系

を知る上で、大変重要なことである。そこで、ここでは、基本方針の概要⁽¹¹⁾と憲法制定にいたる法整備状況を紹介しておくことにする。

基本方針は、西側先進国や世銀、IMFなどからの経済支援との関係もあって、なによりも私有化および金融財政改革を中心としたものであった。

まず第1に所有形態改革として、経営を含む工場・事業や財産についての国有、組合所有を個人所有に転換する方針を明示した。次いで、価格形成については、国による計画的固定価格から、市場の競争原理による価格形成を企図するものとした。

また、財政金融システム改革として、経済活動に基づく所得税体系の創設、銀行の設立、外貨・有価証券市場の創設を目指とした。最後に、産業構造改革として、インフラ整備と基礎となる産業の整備、市場競争原理による産業構造の創設を目指したのである。

これを前提に、国家小会議では、1992年の憲法制定までの間に、国家小会議法、IMF・世銀加盟法、私有化法、関税法、銀行法、経済事業体法、経済事業体破産法、消費者保護法などが次々と制定された。

(2) 現行法の体系

現在も法律改革は進行中であるため、体系的な紹介はせず、憲法制定年である1992年以降に制定された主要な法律を紹介するにとどめる(97年6月まで)。なお、98年には新たな法律改革が始まっている。

1992年の制定法として、国家大会議選挙法、憲法裁判所法、国家安全保障法、国家行政・地方単位管理法、租税一般法、行政責任法、予算法等がある。この年は、新憲法制定に基づき統治・国家組織、財政等にかかる法律が優先的に制定された。

1993年の制定法として、裁判所法、会計法、大統領選挙法、検察機関法、政府法、外国投資法、大統領法、刑法、裁判所組織法、著作権法、特許法、不正競争禁止法、国民健康保険法、防衛法、国家・寺院関係法、警察組織法、市・町の法的地位法、外国人法的地位法、国際条約法等がある。前年に続き、

統治・国家組織に関する法律が目立つ。また、知的所有権関連法や不正競争防止法の制定は注目される。

1994年の制定法として、刑事訴訟法、民事訴訟法、外貨統制法、歴史・文化的記念物保護法、国際機関加盟・参加法、社会保険法、示威行為・集会活動実施手続法、有価証券法、民法、土地法、地下資源法、弁護法、度量衡法、国家公務員法等がある。この年は裁判手続関連法の他、市場経済の基本となる民法が制定された。

1995年の制定法として、食料法、行政監査法、自然環境保護法、大気法、森林法、狩猟法、自然植物法、水法、対有害化学物質保護法、国家機密法、個人の秘密法、国家の特別保護法、ヌフルル・カンパニ法、ホルショード法、国籍法、教育法、高等教育法、初・中等教育法、国民投票法、外国貿易仲裁法、手形法、非常事態宣言法、通信法、エネルギー法、社会扶助法、社会扶助基金による虚弱者扶養法等がある。ここでは、環境関連法、会社組織法、教育法等の制定が注目される。

1996年の制定法として、植物保護法、反汚職法、文化法、課税・支払監督・納稅法、道路交通安全法、鉄道運送安全法、税関法、関税法、国および地方所有法、政府内閣組織法、アイマク・首都・ソム・ドゥーレク人民会議選挙法、中央銀行（モンゴル銀行）法、銀行法、共同所有集合住宅法、集合住宅私有化法、商標・企業体名称法等がある。政権交代を受け、これまでの懸案事項であった住宅私有化法が制定された点、内閣組織を変更する新法が制定された点などが注目される。

1997年の制定法として、不動産登記法、非政府組織法、国家大会議会議手続法、国家大会議議員法的地位法、国家大会議法、土地使用料法、憲法裁判所審議・判決手続法、監査法、公証人法、鉱物資源法、統計法等がある。前年同様、登記法等市場経済や私有化関連の法案が制定された点、新国家大会議法が制定された点が特徴といえる。

II 憲法総論

1. 憲法制定とその沿革

第I節1項で述べたように、モンゴルでは、モンゴル人民共和国において1924年、40年、60年の各憲法が、モンゴル国となることを認めた現行憲法となる92年憲法が制定された。ここでは、モンゴル人民共和国下で制定された各憲法の概要と、現行憲法制定にいたる経緯を紹介しよう。

(1) 1924年憲法⁽¹²⁾

第I節1項で述べたように、1921年の人民共和国宣言当時は、活仏を君主に抱いていたが、24年5月の活仏の死を契機に本格的な人民共和国建国が実現し、24年11月26日に国家大會議によって憲法が採択された。

この憲法は、レーニン憲法と称され⁽¹³⁾、第1章共和政体制定に関する原則、第2章モンゴル勤労民の権利宣言、第3章国家大會議、第4章国家小會議および小會議幹部会、第5章政府（大臣会議）、第6章経済会議、第7章地方自治、第8章選挙権および被選挙権、第9章予算編成権、第10章国家紋章および国旗の10章立てで、合計50カ条からなり、社会主義憲法の特質を具備したものである。統治機構を中心とした概要は以下のとおりである。

まず第1条で、モンゴルは人民共和国にして一切の権力は勤労民に属すると規定した上で、第3条では、国内にある土地、埋蔵物、森林は人民所有とし私有を許さないこと、勤労民の手中に権力を保持して内外搾取者の権力復活を排除するため人民革命軍を組織すること、全世界の勤労民は資本主義の根絶および社会主義（共産主義）の達成に向かって努力すること等の国家基本原則を提示している。

人民共和国の最高権力は国家大會議に属するとされ（第4条）、同會議はアイマクや市の住民代表者と、軍隊の代表者から組織され、選挙区の人口に

比例して選出される議員から構成され、任期は1年とされている（第7条）。同会議から選出される30名からなる国家小会議には、法律決定や命令の発布、政府の最高機関監督事務を統括し、小会議幹部会や政府権限を決定する権限が付与され（第12条），実質的な最高権力機関となっている。

地方には、アイマク、ホショー、ソム、バガの順でいわば県市町村のような組織が作られ、別にホトという都市も独立地方組織とされ、それぞれ地方会議を有するとされる（第30条）。

（2） 1940年憲法⁽¹⁴⁾

第I節1項で述べたように、1924年憲法の採択後、社会主義への道は紆余曲折を経るが、最終的にはスターリンの絶大な影響力の下で、チョイバルサンが右派の肅清を果たし、独裁的権力を手中に収め、その集大成として、40年6月30日、第8回国家大会議により新憲法が採択された。そのため、チョイバルサン憲法と称される。36年制定のソ連憲法（スターリン憲法）に則ったものといわれ、全体の構成はほとんど同じとされている⁽¹⁵⁾。

これは、第1章社会機構、第2章国家機構、第3章国家大会議、第4章国家小会議および小会議幹部会、第5章モンゴル人民共和国人民委員会議、第6章国家および地方行政機関、第7章裁判所・検事局、第8章モンゴル人民共和国歳出入、第9章モンゴル人民共和国選挙制度、第10章人民の権利義務、第11章国家紋章・国旗・首都、第12章モンゴル人民共和国憲法改正手続きの計12章、95カ条からなる。

1924年憲法と比べて、社会機構や人民委員会議といった章が新設されて社会主義への道がより強調されている点、司法制度の章、改正手続きの章が設けられた点が特徴的である。

第1章では、まず第1条で、モンゴル人民共和国は侵略主義ならびに封建的圧迫を排除し、将来社会主義に進展させるため非資本主義的道路により発展しつつある勤労民の独立国家であると宣言する。そして国の政治的基礎が、封建社会を打倒し人民による国家政治権力を掌握し身分・階級による政治・

経済的圧迫、搾取、強制、独占を排除する勤労民の会議にあるとする（第2条）。なお、土地、森林、天然資源のほか、工場、機械、組合組織の共有財産などは国有または人民所有とされているが（第5・7条）、家畜、住宅、家財の所有権は人民にあるとされている（第6条）点は特徴的である。

統治機構は国家大会議が最高権力機関である点で1924年憲法と基本的に変わりはないが、行政最高機関として新たに人民委員会議が設けられた。人民委員会議には、これまででは国家小会議に与えられていた権限が付与され（第31条）、この委員会議の構成委員は国家小会議により確認されることになっており（第32条）、会議には軍事人民委員部、外務部、牧農部、産業部、交通建設部、商務部、財務部、内務部、教育部、保険部、司法部を設置するとされている（第33条）。これにより、統治機構は人民委員会議に集中することになったといえよう。

地方組織については、5段階から7段階に細分化され、より詳細な規定がおかかれているが、基本的な枠組みに変更はない。

この憲法制定後は、社会主義路線を本格化するべく、工業化と農牧業の集団化が進められるようになった。

（3） 1960年憲法⁽¹⁶⁾

課題を残しつつも、農牧業の協同組合化が完了し、社会主義建設が一定の成果をあげた1950年代をふまえて、60年7月6日に新憲法が制定された。

これは、第1編モンゴル人民共和国の社会経済機構として、第1章国家組織の本質および一般原則、第2章国家の基本的な経済原則およびその機能、第2編モンゴル人民共和国の国家機構として、第3章国家権力の最高機関、第4章最高および中央の国家行政機関、第5章国家権力および国家行政の地方機関、第6章裁判所および検察庁、第3編モンゴル人民共和国市民の基本的な権利と義務、第4編その他の条項として、第7章市民の基本的な権利と自由、およびその実現の保障、第8章市民の基本的義務、第9章国家紋章・国旗・首都、第10章モンゴル人民共和国憲法の改正と廃止について、がそれ

ぞれ設けられ、4編10章に、94カ条が規定されている。

また、前文が付された。そこではまず、モンゴル人民共和国の歴史的成果や今後の方針が明示された。すなわち、1921年の独立革命を社会主義革命と位置づけ、それにより封建領主の権力打倒と農奴制度の一掃を果たし、その後もソ連の兄弟的な社会主义的援助によって社会主义的経済と文化の成長を強化してきたこと、そのような成果はレーニンの教えに従い、資本主義的発展段階を経ずに封建制から社会主义への移行を果たしたもので、今後は、社会主义建設の完成と将来の共産主義社会建設を目標とすることを宣言している。次に、モンゴル人民共和国の社会・国家の指導的力はモンゴル人民革命党にあり、その活動指針をマルクス・レーニン主義理論におくことを唱道している。これにより、人民革命党の指導的役割が示され、同党による社会主义一党独裁体制が確立するにいたったといつてよい。

これを受けて、まず国家組織について、モンゴル人民共和国は労働者階級および協同組合牧民の同盟を基礎とする、労働者、協同組合牧民（および農民）、勤労インテリゲンチャの社会主义国であり（第1条）、民主主義的中央集権主義を国家機関の組織と活動の基本原則におくとされる（第5条）。また経済的基礎については、生産手段の私的所有を廃止し、社会主义経済組織と生産手段の社会主义的所有におき（第8条）、社会主义的所有の形式として国家所有（全人民の財産）と協同組合的所有の二つを認めている（第9条）。経済政策は、社会主义的再生の不断の保障等に向け、社会主义の経済法則の要求を正しく反映させた单一の国家経済計画によって行うものとされる（第15条）。

国家権力の最高機関は立法機関たる人民大會議とされ、そこから選出される9名の幹部会が人民大會議会期中の国家権力の最高機関の地位に置かれている（第18・19・29・33条）。立法権は大會議に帰属するものの、法律の解釈権や施行監督権は幹部会に認められた（第30・34条）。現実的には、幹部会が国家権力を掌握し、それを指導するのが人民革命党とされているのである。地方組織はアイマク（県）、ホト（市）、ソム（村）、ホロー（部落）の各自治

体からなるとされ、それぞれ人民代表会議が設けられ、最高意思決定機関とされる（第46・47条）。

この憲法は、1921年のモンゴル人民共和国の建国に始まるこの国の社会主义を目指した歩みを評価し、それを集大成する形で今後の方針性を宣言し、その指導的地位を人民革命党に委ねている。この憲法に始まる10年間は社会主義国としてのモンゴルにとって、最も輝くべき時期であったとみることができよう。しかし、70年代以降は、遊牧業を中心とするこの国の文化・伝統とソ連型社会主义体制の間の溝は深まる一方で、経済不振は改善されず、折からのソ連崩壊にいたる冷戦構造の消滅という国際環境と相まって、この憲法の理想はついに実現されることはなかったのである。

(4) 1992年憲法

モンゴルは、長期にわたる経済不振とソ連の改革・崩壊の影響を受けた1980年代末の民主化運動と人民革命党の迅速な対応のなかで、1992年1月13日にモンゴル国憲法（2月12日施行）を採択してモンゴル人民共和国を捨て、モンゴル国として生まれ変わった。

民主化と市場経済化の動きはすでに1990年に始まっていたが、憲法制定にいたる経緯は、社会主义体制を放棄し市場経済体制の導入を企図したこの革命的体制変換でありながらも、東欧等とは異なって、民主化運動の勃興と人民革命党側の対応のなかで武力的な対立を回避しつつ、平和裡に進められたものであった。この憲法はもちろん現行のものであり、したがって、その内容については、後述することにして、ここでは、憲法制定の経緯と背景をごく簡単に紹介しておこう。

すでに述べたように、1980年代のモンゴル経済は停滞の一途であり、人民革命党内でもツェデンバルが書記長を辞任するなどの改革を余儀なくされたが、その背景にはソ連経済の悪化と改革の流れがあり、したがって、モンゴルの改革もソ連の流れを受けたいわば形式的なものにすぎなかつた。そのため、ソ連の受け売りに近い87年のシネチレル政策により、88年に個人営業活

動法や国営企業法の制定による経済改革が進められたものの、それは、経済問題と政治問題を一体としてとらえる民主化運動に対しての鎮静剤とはなりえず、89年末から翌年初めには民主化デモが本格化し、野党组织が結成された。

その後の人民革命党の改革はいわば本物であった。まず、野党の動きに即応する形で、1990年3月には幹部総入替えを行い、複数政党制と市場経済化に踏み切った。具体的には、同年5月に憲法の改正を行って、(1)人民革命党の指導性に関する規定を削除し、かつ政党法を制定して複数政党制を導入し、(2)これまでに存在した人民大會議とは別に、比例代表制により選出される国家小會議を設置して、両會議議員選挙を実施し、新たな国づくりをめざし、(3)大統領制を導入したのである。人民大會議では、主として憲法制定作業が行われ、国家小會議には、市場経済体制に向けた制度づくりが任せられことになったのである。

1990年7月に実施された選挙では、人民大會議の定員430名のうち人民革命党以外から73名が選出され、国家小會議では定員50名のうち19名が人民革命党以外から選出された。与党側の即時対応措置が功を奏したのか、いずれも野党勢力はわずかであったが、それでも一党独裁体制が続いた社会主义国であるこの国にとっては正に画期的なことであったし、野党の実質的影響はけっして小さくなかった。このことは、副大統領や副首相が野党から選ばれたことからもわかるであろう。

ところで、憲法の策定に実際にあたったのは、法務省内部の官僚法律専門家であった。彼らは約1年半ほどの間に、憲法を作り上げることになる。その間に、何を参考にしたのかは推測の域をでないが、少なくとも彼らの法知識はソ連の法制度、またはソ連経由のものがほとんどであった⁽¹⁷⁾。この意味で、1992年憲法に対するソ連の影響は小さくないということができよう。その影響については、ここで論じる余裕がない。しかし、人民共和国時代には、いわばソ連の指示でなれば強制的に憲法を制定していたのに対し、92年憲法がロシア連邦憲法（93年12月12日制定）に先だって制定されたことを考

えれば、たとえソ連ないしはロシアの実質的・結果的な影響があったとしても、それはモンゴルによる任意の決断によるものであるということは明確であろう。

2. 憲法の構成、基本原理と特色

(1) 憲法の構成

現行モンゴル憲法は六つの章、すなわち、第1章モンゴル国の主権、第2章人権および自由、第3章モンゴル国の国家組織、第4章モンゴル国の行政地方単位とその統治、第5章モンゴル国憲法裁判所、第6章モンゴル国憲法の改正からなる。

また、統治構造の中核となる第3章モンゴル国の国家組織は、さらにⅠモンゴル国家大会議、Ⅱモンゴル国大統領、Ⅲモンゴル国政府、Ⅳ司法権に分かれている。

条文は全部で70カ条である。

(2) 憲法の基本原理および特色

まず、前文では、モンゴル人民の求める最高の目標として、(1)国家の独立と主権を確固たるものとすること、(2)人の権利と自由、正義、民族の団結を尊重すること、(3)秩序と歴史と文化の伝統を大切に継承していくこと、(4)人類文明の成果を尊重すること、(5)人道的な、民主社会を作ることを掲げている。ソ連の衛星国として、排除されてきたモンゴル固有の遊牧を中心とする民族伝統を回帰させることが重要な目的の一つであることが読みとれよう。

また、第1条では、国家活動の基本原理として、民主、公正、自由、平等、民族統合、法の尊重の確保をあげている。これは前文を条文のなかで簡潔に明示したものといえよう。これに関して、モンゴル民族の主権・独立国家としての象徴として、第12条に、国章、国爾、国旗、国家などに関する規定を設けている点も見逃せない。

ところで、モンゴル国は、人民革命党の指導による社会主义国を放棄し、前文や第1条に規定する目標や基本原理を掲げた民主主義と市場経済国家となつた。

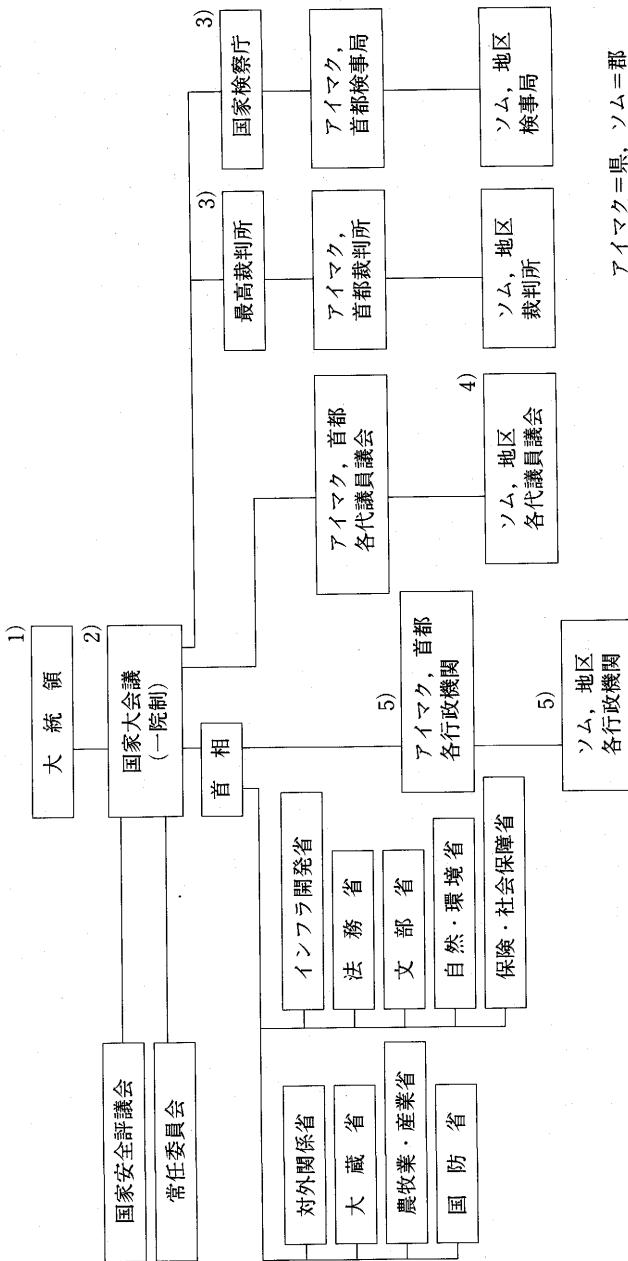
民主化の象徴である複数政党制は第16条10項によって、社会および個人の意思や意見に基づいて自由に政党などの団体を結成する自由が保障されており、また団体の結成や所属を根拠とする差別も禁止されている。また国民の参政権および選挙権、被選挙権も保障されている（第16条9項）。信仰する自由・信仰しない自由や、思想・良心の自由、言論出版の自由も保障されている（第16条15・16項）。

一方、市場経済国家としての前提たる、財産の私有については第6条に規定されている。まず、土地、地下資源、森林、水、動植物その他の天然資源は唯一国民の支配と国家の保護下にあるとされ（1項）、牧草地および国の特殊な利用に供される土地を除き、国民による私有が認められている（3項）。したがって、外国人は土地利用権以外保有することはできない（3・5項）。ただし、国の特殊な利用に必要な場合、正当な保障による土地収用が認められている（4項）。所有対象たる土地を限定している点、国による特殊な利用とそれに基づく土地収用を認めている点は、社会主义的発想というよりも、モンゴル民族の文化・伝統・産業の根幹となる遊牧業の保護と、遊牧社会における特有の土地観念がその前提にあるというべきであろう。

人権については、民主主義と関連して上述した第16条において18項目が規定されている。また、第14条では、法の下の平等が保障され、第19条では、国による人の権利・自由の確保のための法的保障が規定されている。人権に関しては、第16条2項に健康かつ安全な環境で生活する権利、環境汚染および生態系の破壊から保護される権利を規定している点は注目してよいであろう。

統治機構（図1）についての詳細は第III節で述べるので、ごく簡単な特徴を掲げると、大統領制を敷いている点、立法機関たる国家大会議に権力を集中させている点、憲法裁判所を置いている点等であろう。大統領と国家大会

図1 モンゴルの国家機構図（1997年12月末現在）



(注) 1) 国家元首、政党の推薦を受けた国民の直接選挙で選出、任期4年、大統領資格は45歳以上、選挙前5年以上継続し国内に居住したモンゴル国籍の者。2) 国家最高機関、定員76人、議員資格25歳以上。首相以下の閣僚を選出。定例年2回。1回75日以上。3) 最高裁長官、検事総長は国家大会議議長が任命。4) 任期4年。5) アイマク、首都の知事が任命、任期4年。

(出所) アジア経済研究所編「アジア動向年報1998」アジア経済研究所、1998年。

議に関連しては、(1)1996年に民主化と市場経済化を進めてきた人民革命党から、さらなる急進的改革を主張した野党に政権交代したこと、(2)97年の大統領選挙では人民革命党から大統領が選出されたことが注目される。民主的手続きによる政権交代劇は評価されるべきであろう。今後は、反人民革命党政府および国家大会議による市場経済立法案が人民革命党の大統領によってどこまで拒否されるのか、それによってどのような法案が制定にいたるのかが注目される。また、憲法裁判所については、活発な違憲提訴が行われているようである。しかし、これまで見るかぎり、違憲との判断は見当たらない。

III 統治構造

1. 国家大会議（第20～29条）

モンゴル国家大会議は、国権の最高機関とされ、立法権は唯一、国家大会議にのみ帰属する（第20条）。76名の議員により構成される一院制である（第21条1項）。

議員は、国民の代表者であり、全国民と国家の利益を遵守するものとされる（第23条1項）。議員は25歳以上の者でなければならず、秘密投票による普通、自由、直接選挙で選出され、任期は4年である（第22条2・3項）。選挙は小選挙区制である。議員在職に対して国家から俸給が与えられ、法律で定める議員の義務と関係のない仕事や官職との兼務は禁止されている（第29条1項）。議員の刑事責任が問題となった場合には、国家大会議で議員としての資格を剥奪するか否かを審議し決定するとされ、裁判所によって刑事責任が認められたときには、当該議員を除名するものとされる（第29条3項）。不逮捕特権などの議員に対する不可侵については、法律でその詳細を定める（第29条2項）。

国家大会議が審議し、決定することができる事項として、以下の18項目が

規定されている（第26条1項）。

- (1)法律の制定，追加，改正。
- (2)国内外の政策の基本を決定すること。
- (3)大統領選挙および国家大会議議員選挙日の設定および公示。
- (4)国家大会議常任委員会，内閣，法律の定めにより国家大会議に直接関係する任務を与えられた機関の構造，組織を定め，変更すること。
- (5)大統領選挙後，法律により，大統領の全権を認証すること，罷免すること。
- (6)首相，大臣閣僚，法律の定めにより国家大会議に直接関係する任務を与えられた機関を組織する構成員を任命し，変更し，罷免すること。
- (7)国家の財政，金融，税，通貨政策，国家経済，社会発展の基本方針を明示し，政府活動計画，国家予算とその執行報告を承認すること。
- (8)法律，その他の国家大会議の決定の執行を監督すること。
- (9)国境の確定。
- (10)モンゴル国家安全保障会議の構造，構成員，権限を定めること。
- (11)内閣の提案により，モンゴル国の地方行政，領土区割を承認し，変更すること。
- (12)地方の行政機関の構造，組織，活動の法的根拠を決定すること。
- (13)国家称号，勲章，記章，軍の最高称号の制定と，特別官職の序列を定めること。
- (14)恩赦の決定，公表。
- (15)内閣の提案により，モンゴル国の国際条約の批准，破棄，外国との外交関係の樹立と断絶。
- (16)国民投票の実施（選挙権を有する国民の過半数が参加した国民投票を有効とし，投票で過半数を得た案件は，決定されたものとする）。
- (17)モンゴル国の独立と主権に対する外国からの脅威，武力による侵略がある場合に戦争状態を宣告し，その終結を宣言すること。
- (18)後述する第26条2項，3項による非常事態宣言や，戦争状態宣言に関

連して公布された大統領令の承認、無効。

これとは別に、自然災害を含め、国民の生命、健康、生活、社会の安全が直接的危険にさらされた場合や、社会秩序を害するような騒乱状態を通常の方法で対処できない場合には国家大会議が非常事態宣言を出すことができるとされる（第26条2項）。同様に、国家大会議には、騒乱状態などが武力衝突にいたる実質的危険が生じたり、他国による軍事侵攻などが生じたときは、戒厳令を宣言する権限が与えられている（第26条3項）。

国会の会期には、定期と臨時があり、前者は半年ごとに1回、1回の期間が75日以上とされ（第27条2項）、後者は議員の3分の1以上の要請または大統領、国家大会議議長の提案により開会できる。選挙後初の会議については、大統領が会議を公示し、それ以外は国家大会議議長が公示するとされる（第27条4項）。会議は全議員の3分の2以上の出席で開会できる（第27条6項）。

法案提出権は、国家大会議議員のほか、大統領と内閣に認められている（第26条1項）。また、国民およびその組織には、法案提出者に対して、意見を提出することができる権利を保障している（第26条2項）。国家大会議には、常設委員会が設置され、その権限、組織については法律で定めるものとされる（第28条）。法案提出権者により提出された法案は、適切な委員会で審議され、賛成多数の場合には、本会議で審議される。常任委員会のほか、適宜特別委員会を設置することができる。

国家大会議の解散は、会議の構成員である全議員の3分の2以上の賛成により、または議長と大統領の協議による解散の提案により決定される（第22条2項）。

2. 大統領（第30～37条）

大統領は、国家元首であり、モンゴル国民統合の象徴とされる（第30条1項）。このため、大統領の身体、住居、乗り物は不可侵なものとされ、大統領の名誉、不可侵は法律により保護されている（第36条）。45歳以上の生来

のモンゴル国民であり、最近5年以上継続してモンゴル国に居住した者が、大統領になることができ（第30条2項）、任期は4年。選挙により選出される。再選は1回のみ認められている（第31条7項）。

大統領選挙は独特である（第31条）。まず、大統領候補は、国家大会議に議席を有する党が各1名推薦することになっており、そのなかから、選挙権を有するモンゴル国民の秘密投票による自由、直接選挙で選出される。選出にあたっては、まず多数票を得た候補者が過半数の票を得ていた場合には、その者を大統領とし、国家大会議の法律により承認を受けることになる。しかし、過半数の票を得た者がいない場合には、上記選挙の上位2名による決選投票となる。

大統領は選出後、国家大会議において宣誓したのちに、権限を付与される（第32条1項）。

大統領の権限としては、12項目が規定されている（第33条1項）。

- (1)法律の全部または一部の拒否。拒否後、国家大会議の出席議員の三分の2以上が拒否を承認しないかぎり、法律は有効となる。
- (2)国家大会議に過半数を占める政党が存在しない場合、各党と協議の上、首相候補を提案し、かつ内閣の総辞職を提案すること。
- (3)内閣に対して指針を与えること。
- (4)対外的にはモンゴル国を代表し、国家大会議と協議の上、条約を締結すること。
- (5)国家大会議と協議の上、外国に駐在する全権代表部の長を任命し、召還すること。
- (6)外国からの外交使節の長の信認状と解認状を受けること。
- (7)国家称号と、軍の最高称号の授与、勲章、記章の授与を行うこと。
- (8)恩赦を行うこと。
- (9)モンゴル国籍の取得、離脱、モンゴル国への居住権付与に関する事項の決定。
- (10)モンゴル国家安全保障会議を主宰すること。

(1)軍隊を召集すること。

(2)第25条2項、3項の状態が発生したときに、国家大会議が休会中の場合、非常事態宣言、戦争状態の宣言を行うこと。国家大会議は発令後7日以内に審議して、承認するか、無効にする。

また、大統領はモンゴル国軍隊の総司令官であり（第33条2項）、国家大会議および国民に対する教書の提出権、国家大会議への出席権がある（第33条3項）。

大統領はこれらの権限を行使するにあたり、大統領令を出すことができる（第34条1項）が、大統領令が法律に合致していない場合、国家大会議は無効にすることができる（第34条2項）。また、大統領は自らの権限を行使するにあたっては、国家大会議に対して責任を負い（第35条1項）、大統領が宣誓に違反したり、憲法に違反した場合には、憲法裁判所の発議に基づいて、国家大会議が審議を行い、出席議員の3分の2以上の賛成により罷免することができる」とされる。

なお、大統領が外国に出るなど不在の場合、国家大会議議長が大統領の権限を行使するとされる（第37条）。

3. 内閣（第38～46条）

モンゴル国の内閣は最高の行政機関とされる（第38条1項）。首相と大臣閣僚から構成される（第39条1項）。

首相は、大臣閣僚の選任や変更にあたって、大統領と協議の上、国家大会議に上程する（第39条2項）。大臣閣僚は国家大会議が審議し任命する（第39条3項）。

内閣の権限は以下の9項目とされる（第38条2項）。

(1)憲法およびその他の法律の執行。

(2)科学技術に関する総合政策、経済・社会発展基本方針、国家予算、金融・財政計画を策定して、国家大会議に上程し、発令された決定を執

行する。

- (3)部門ごとにまたは部門間、地域の開発問題に関する方策の策定と実施。
- (4)環境の保護、天然資源の合理的利用と回復の方策を講じること。
- (5)国家行政の中央機関の管理、地方行政機関の管理。
- (6)国防力の強化と国家安全保障の確保。
- (7)人権および自由の保護、公共の秩序の実現、犯罪防止のための施策を講じ、実施すること。
- (8)国家の対外政策を実施すること。
- (9)国家大会議と協議し、後に批准を受けるべき、国際条約を締結し、実施すること。政府間協定の締結と破棄。

内閣は、上記権限を行使するにあたり、決定や政令を公布でき、それが法令に合致しない場合、国家大会議が無効にすることができる（第45条）。また、モンゴル国の政府組織（省庁）、その他の国家機関を法律に従い設置することも内閣の責務である（第46条1項）。モンゴル国民だけが公務員になる資格を有し、公務員は憲法その他の法律の遵守、国民と国家の利益のために労働するものとされる（第46条2項）。

政府組織は、1992年の憲法制定後、いくどか省庁再編が行われ、特に、96年の国家大会議選挙で、与党人民革命党が大敗し、民主化推進勢力が結集した野党連合が勝利した後に、大改革が行われた。96年以前に14あった省庁は、96年以後九つに減少した。すなわち、大蔵省、法務省、通産省、国防省、保健省、自然環境省、対外関係省、インフラ開発省、文化省、食料・農牧業省、人口政策・労働省、科学・教育省、エネルギー地質・鉱山省の13省と国家開発庁であったものが、対外関係省、大蔵省、農牧業・産業省、国防省、インフラ開発省、法務省、文部省、自然・環境省、保険・社会保障省の九つになったのである（組織については図1参照）。

内閣は、首相の判断で自ら総辞職するほか、大臣閣僚の半数が同時に辞職する場合も総辞職しなければならない（第43条1・2項）。また、国家大会議と大統領も内閣の総辞職を提議することができ、その場合には、国家大会議

で発議後15日以内に審議をして、辞職するか否かを決定する（第43条3項）。なお、国家大会議は総議員の4分の1以上で内閣総辞職を提議できる（第43条4項）。

4. 司法権（第47～56, 64～67条）

（1）裁判所（第47～56条）

司法権は唯一、裁判所が行使する（第47条1項）。いかなる条件においても、法律によらない裁判所の設置、他の機関による司法権の行使を禁ずる（第47条2項）。裁判所の設置に関しては、憲法その他の法律に従って行われなければならない（第47条3項）。

また、裁判官の独立の原則（第49条1項）、裁判の公開の原則（第54条）が規定されている。裁判においては、モンゴル語が使用される（第53条1項）が、モンゴル語を理解しない者については通訳によりその母国語で裁判を受ける権利が認められている（第53条2項）。

裁判所の組織、構造は、最高裁判所、アイマク裁判所・首都裁判所、ソム裁判所・区裁判所の三審制になっている（図1参照）。最高裁判所は長官1名、判事16名が定員とされる。また憲法裁判所が別途設けられている（(2)参照）。なお、これ以外に、裁判所総評議会が法律によって設置され、裁判官および裁判所の独立確保のための活動を行うとされる（第49条）。具体的には、裁判の内容や結論に対する介入は行わず、裁判官の選考や裁判官の待遇などの事項について関与する権限を有する。裁判官は裁判所総評議会の提案に基づいて、大統領により任命される（第51条2項）。最高裁判所の裁判官は、35歳以上で、法学高等教育を受け、10年以上の法職経験がある者でなければならず、他の裁判所の裁判官は、25歳以上で、法学高等教育を受け、3年以上の法職経験が必要とされる（第51条3項）。

最高裁判所は、最上級の司法機関であり、ここでの司法判断は最終的判断となり、以下の権限が規定されている（第50条）。

- (1)管轄にある刑事事件および法的紛争を第一審として裁判すること。
- (2)上訴および職権により、下級裁判所の判決を審理すること。
- (3)法律および法律に規定される人権と自由の保護に関する事案、憲法裁判所および検事総長から移送された問題に判決を下すこと。
- (4)憲法以外の法律の正しい運用に関して公式解釈を示すこと。
- (5)法律により権限を与えられたその他の問題に判決を下すこと。

なお、検察官についての規定もある（第56条）。検察官は、事件の尋問、捜査、刑の執行につき監督し、国家を代表して裁判手続きに参加するものとされ（1項）、国家大会議との協議の上、大統領により任命され、任期は6年（2項）。

（2）憲法裁判所（第64～67条）

憲法の執行に関する最高の監督機関であり、かつ憲法の条項違反と憲法上の紛争解決のために判決を下す機関として、憲法の厳格な遵守を保障するため、憲法裁判所を認めている（第64条1項）。憲法裁判所とその裁判官は憲法にのみ支配される（第64条2項）。

憲法裁判所の裁判官は9名とされ、3名は国家大会議、3名は大統領、3名は最高裁判所のそれぞれ指名に基づき、任命され、任期は6年（第65条1項）。法律および政治についての高度な専門知識を有する、40歳以上のモンゴル国民でなければならない。また大統領、国家大会議議員、首相、大臣閣僚、最高裁判官は憲法裁判所の裁判官を兼務できない（第65条5項）。憲法裁判所長官は任期3年で、憲法裁判所裁判官の多数決で選任され、再選は1度だけ認められている（第65条3項）。

憲法裁判所は、国民の申立て、自らの発議、または国家大会議、大統領、首相、最高裁判所および検事総長の請求により、憲法違反に関する紛争について審議し、判決を下すものとされる（第66条1項）。審議し、判決することができる争点は以下の事項に限られ、その判決は国家大会議に提出される（第66条2項）。

- (1)法律、決定、国家大會議や大統領の決定、内閣の決定、モンゴル国の国際条約の憲法適合性。
- (2)国民投票、国家大會議議員選挙、大統領選挙について選挙管理当局が下した結論の憲法適合性。
- (3)大統領、国家大會議議長、同議員、首相、大臣閣僚、最高裁長官、検事総長による行為の憲法適合性。
- (4)大統領、国家大會議議長、首相の罷免、国家大會議議員の解職についての理由の正当性。

国家大會議が、憲法裁判所の判断に服しない場合、憲法裁判所を再度審理し、最終決定を下す（第66条3項）。憲法裁判所が違憲とした法律、決定、国家大會議や大統領の決定、国際条約は無効となる（第66条3項）。

5. 地方制度（第57～63条）

モンゴルは、全国を18のアイマクに区画される。各アイマクにはホトと呼ばれる地方政府所在地が設けられる。国政府はウランバートルにおかれ、ニースレル（首都）と呼ばれる。これはアイマクと同等に扱われている。アイマクはさらにソムに、首都はドゥーレク（区）に区画されている。両者はいずれも同等である。

アイマク、首都、ソム、区には、法律により、地方自治組織として人民代表会議が設けられる。さらに、ソムはバガ、区はホローに分けられるが、これには同様の機関として、人民総会が設けられる（第59条）。

また行政長も上記地方単位ごとに選任される（第60条1項）。各行政長の任期は4年で会議や総会により指名され、アイマクと首都は首相が、ソムと区はアイマクと首都の行政長が、バガとホローはソムと区の行政長がそれぞれ任命する（第60条2項）。

行政長は、法令や各上級機関の決定を執行し、会議や総会と上級機関の行政長に対して責任を負う（第61条1項）。したがって、行政長は国家大會議の

法律，命令，決定，大統領命令，内閣の決定を執行する責任を負い，会議や総会は，その範囲で社会，経済問題に関し独自の決定を行うことができる（第62条1項）。行政長は，その決議に拒否権を行使することができ（第61条2項），会議や総会は，過半数以上の賛成で拒否権行使を無効とすることができる（第61条3項）。

まとめ

最初に述べたように，モンゴル国の基本的方向性は，民族伝統の回帰を念頭に，民主化と市場経済化を進めていくという点で当面変化はないと思われるものの，そのスピードや程度についてはやや流動的である。国民性ゆえか，改革途上ゆえか，1996～97年の流れをみると，今後も政権交代によって大規模な行政組織の変更や省庁改編が行われる可能性がある。また，98年には，与党内の権力闘争により，2度の内閣総辞職がみられるなど，先行きは不透明である。

憲法制度そのものの変更はないと思われるが，民主化や市場経済体制の構築にかかる法制度の改編は不可避であろう。その意味で，モンゴル法はまだまだダイナミックな変化が期待され，今後の動向には眼を離すことができない。

注(1) 特に，二国間では日本，ドイツ，オランダ等が，国際機関ではアジア開発銀行，国際通貨基金などが法律整備支援を実施してきたし，現在も進行中である。これも大変興味深いテーマの一つである。これについては，別稿を考えている。

(2) ごく概観を紹介したものとして，とりあえず，拙稿『世界週報』1996年6月4日号，97年4月15日号参照。

(3) 詳細については，伊藤，196ページ以下／杉山・北川，177ページ以下，423ページ以下／杉山，203ページ以下等の記述参照。

- (4) 小貫, 25ページ。
- (5) 詳細は, 伊藤, 244ページ以下参照。
- (6) 島田正郎『明末清初モンゴル法の研究』創文社, 1986年／同『北方ユーラシア法系通史』創文社, 1995年等。
- (7) 小貫, 28ページ以下。
- (8) 小貫, 66ページ以下。
- (9) これにより, 現在のモンゴル国の領土がほぼ決定された。
- (10) この経過に関する最近の論稿として, さしあたり, 二木博史「モンゴル人民党成立史の再検討」(『東京外国语大学論集』49号, 1994年) 83ページ／同「リンチノとモンゴル革命」(『東京外国语大学論集』51号, 1995年) 243ページなどがある。
- (11) 高瀬, 230ページ以下を参考にした。
- (12) 1924年憲法については, 東亜研究所「蒙古人民共和国(旧)憲法」資料乙第60号ノニB(1943年)を参考にした。
- (13) 東亜事情調査会「資料・蒙古人民共和国憲法並びにアイマクの近状」(『亞細亞問題旬報』89号, 1953年) 1ページ。
- (14) 1940年憲法については, 東亜研究所「蒙古人民共和国(新)憲法」資料乙第60号ノニB(1943年)を参考にした。
- (15) 東亜事情調査会「資料・蒙古人民共和国憲法……」1ページ。
- (16) 1960年憲法については, 「モンゴル人民共和国憲法」(木田純一編『社会主义憲法第1集』中央大学出版会, 1975年)を参考にした。
- (17) 例えば, 筆者が法務省幹部や民法の草案に携わった大学教授と話をした際に, 憲法を含む法律の制定にあたって外国法の知識をどのように得たかとの質問に, 彼らは日本の法律専門書のロシア語版を見せ, このような書物を参考にしたと言っていたことが思い出される。

<引用文献／参考文献>

[邦文]

- ユ・ツェデンバル「封建制から社会主义へ——モンゴルにおける非資本主義的発展の教訓」(『平和と社会主义の諸問題』4~3, 1961年)。
- ツェ・ダワグスレン「モンゴルの文化建設での成果」(『平和と社会主义の諸問題』8~4, 1965年)。
- 坂本是忠「モンゴル人民共和国の最近の5カ年と将来の展望」(『月刊共産圏問題』10~11, 1966年)。
- 岩村忍「モンゴルの自主独立路線——封建制から社会主义体制への移行にみる経緯」(『別冊潮』秋期号<日本の将来>, 1967年)。

- 坂本是忠『モンゴルの政治と経済』アジア経済研究所、1969年。
- 松田忠徳「統計に見るモンゴル経済の動向」(『アジア経済』第14巻第1号、1973年)。
- 宮地亮一編・木村肥佐生訳『モンゴル人民共和国のすべて』ビブリオ、1977年。
- 坂本是忠「モンゴル——70年代日本における発展途上地域研究／地域編」(『アジア経済』第19巻第1・2号、1978年)。
- 伊藤幸一『モンゴル経済史を考える』法律文化社、1985年。
- 島田正郎『明末清初モンゴル法の研究』創文社、1986年。
- 木村哲三郎編『ソ連型社会主义国の経済改革』アジア経済研究所、1988年。
- 高瀬秀一『ジンギス・カンの国へ』丸善ライブラリー、1992年。
- 安田信之編『第三世界開発法学入門』アジア経済研究所、1992年。
- 小貫雅男『世界現代史4 モンゴル現代史』山川出版社、1993年。
- 杉山正明『大モンゴルの世界・陸と海の巨大帝国(角川選書)』角川書店、1993年。
- 青木信治編『変革下のモンゴル国経済』アジア経済研究所、1993年。
- 島田正郎『北方ユーラシア法系通史』創文社、1995年。
- ロシア東欧貿易会「1994～1995年のモンゴル経済」(『ロシア東欧貿易調査月報』40～5、1995年)。
- 丸山伸郎編著『アジア社会主义諸国の体制転換と経済協力の課題——国有企業民営化のゆくえ』アジア経済研究所、1995年。
- 本間勝・佐々木清隆「モンゴルの市場経済移行」(『国際金融』平成7年12月15日号、1995年)。
- ロシア東欧貿易会「1995～1996年のモンゴル経済」(『ロシア東欧調査月報』41～5、1996年)。
- 安田靖『モンゴル経済入門』日本評論社、1996年。
- 蓑輪靖博「躍動アジア・モンゴル：市場経済化にお欠ける法整備」(『世界週報』77巻20号、1996年) 66ページ。
- 蓑輪靖博「発展途上国の消費生活・モンゴル」(『アジ研ワールド・トレンド』1996年9、10月号、1996年) 10ページ。
- 丸山伸郎編『アジア市場経済化の新局面——中国、モンゴルのケース』(アジ研トピックリポート) アジア経済研究所、1996年。
- 蓑輪靖博「モンゴル・豊富になりつつある商品」(鳥居高編『発展途上国の市場とくらし』明石書店、1997年)。
- 蓑輪靖博「躍動アジア・モンゴル：市場経済化の流れは定着するか」(『世界週報』78巻13号、1997年) 40ページ。
- 作本直行編『アジア諸国の憲法制度』アジア経済研究所、1997年。
- 『アジア動向年報』1987～97各年版、アジア経済研究所、1987～97年。

蓑輪靖博「モンゴル民法の概要と特色」(『商経論叢』九州産業大学, 第39巻第1号, 1998年)。

〔英 文〕

- A. A. Guber, *History of The Mongolian People's Republic*, Nauka Publishing House, Moscow, 1973.
- W. E. Butler, *The Mongolian Legal System: Contemporary Legislation and Documentation*, Studies on Socialist Legal Systems, Faculty of Laws, University College London, 1982.
- R. C. Sharma, *Perspectives on Mongolia*, 1988.
- Ram Rahul, *Mongolia Between China and The Ussr*, 1989.
- Elizabeth Milne, John Leimone, Franel Rozwadowski and Padej Sukachivin, *The Mongolian People's Republic: Toward a Market Economy*, IMF, 1991.
- Hirono Ryokichi, *Mongolian's Struggle to Create a Market Economy*, 6-2 Japan Review of International Affairs, 1992.
- Seiji Finch Naya and Joseph L. H. Tan, *Asian Transitional Economies: Challenges and Prospects for Reform and Transformation*, 1995.
- S. McPhail, *Developing Mongolia's Legal Framework*, ADB, 1995.
- Richard Pomfret, *Asian Economies in Transition: Reforming Centrally Planned Economies*, 1996.
- Asian Development Bank Country Economic Review Mongolia*, ADB, Monograph 96023, Oct. 1996.
- Ministry of Justice of Mongolia, *Commercial Laws of Mongolia*, 1997.